

別表（第6条関係）

補助対象事業	対象経費	補助率	補助上限額※1※2	補助上限台数	補助対象外経費
介護テクノロジー等の導入支援	・第4条第1項第1号アで示す機器等のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器 ・第4条第1項第1号イその他で示す機器	4分の3	1台あたり100万円	介護事業所等が必要とする台数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定前に導入した機器</li> <li>・消費税及び地方消費税</li> <li>・通信費</li> </ul>
	・第4条第1項第1号アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」		<p>職員数に応じて必要なライセンス数が増減するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、申請時点の職員数に応じて以下のとおりとし、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を補助上限額とする。</p> <p>なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1～10人 100万円</li> <li>・11～20人 150万円</li> <li>・21～30人 200万円</li> <li>・31人～ 250万円</li> </ul> <p>注1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。</p> <p>注2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。</p>		
	・第4条第1項第1号アで示す機器等のうち上記以外のもの		1台あたり30万円	介護事業所等が必要とする台数	
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援			1介護事業所等につき1,000万円		
導入支援と一体的に行う業務改善支援	・第4条第1項第3号アコンサルティング会社等による業務改善支援 ・第4条第1項第3号イ厚生労働省委託事業の相談窓口による業務改善支援		1介護事業所等につき45万円		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税</li> </ul>

※1 1台あたりの補助上限額を定めている場合は、1台あたりの実支出額等に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）と補助上限額とを比較して、少ないほうの額に導入台数を乗じた額を所要額とする。その他の場合は、対象経費の実支出額に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）と補助上限額とを比較して、少ないほうの額を所要額とする。

※2 補助額のうち、第4条第1項第1号及び第2号で示す機器と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。